

スポーツについて

1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出

② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上

【現状】

- ・令和3年10月、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」をスポーツ庁に設置し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」で示した方針の具体化に向けて検討に着手したところであり、令和5年度からの休日の部活動の段階的移行が各地で着実に進められるよう、令和4年の可能な限り早期に提言を取りまとめることを予定している。
- ・令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査からは、**新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、子供の体力レベルの低下傾向**が進む状況が明らかとなった。
- ・**運動時間は小・中学生ともに平成29年度をピークに減少**で、**運動をする子供としない子供で二極化**が続いており、**運動やスポーツをすることが好きな子供は中学校で減少**する傾向にある。

【今後の施策目標】

- 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、**運動部活動改革を着実に推進する。**
- **体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図る。**
→**運動時間の増加、卒業後も運動やスポーツをしたいと思う子供の増加、体力合計点の向上**

【主な具体的施策】



中学校部活動の運営主体の地域への移行の着実な実施



総合型クラブ育成、学校開放の推進による地域スポーツ環境の整備充実



教員研修、指導の手引き、ICT活用を通じた体育・保健体育授業の充実



保護者等への普及啓発・運動遊び機会の充実による幼児期からの運動習慣形成

[今後の施策目標]

✓ 体育・保健体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力（いわゆる「フィジカルリテラシー」）の育成を図る。

その結果として、

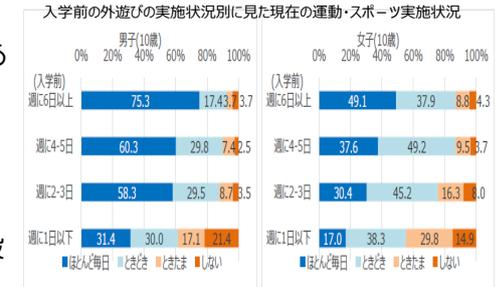
- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童の割合を12%（令和3年度）から半減、生徒の割合を13%（令和3年度）から半減、
- ・ 卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童の割合を86%（令和3年度）から90%以上に、生徒の割合を82%（令和3年度）から90%以上に増加、
- ・ 新体力テストの総合評価がC以上である児童の割合を68%（令和3年度）から80%以上に、生徒の割合を75%（令和3年度）から85%以上に増加
を目指す。

背景・課題

体力は人間の活動の源であり、「生きる力」を支える重要な要素である。英国のリンダ・グラットン教授※によれば、現在の日本の子供の半数が100歳以上まで生きるとされており、将来を担う子供の体力とそれを培う運動習慣の形成は特に重要である。

また、国民の体力運動能力の調査では、成人のスポーツ習慣と小学生時に運動を楽しんでいたことには強い相関が認められ、小学生時に運動を楽しんでいた子供については、未就学時の外遊び回数が多いことが指摘されている。このことから、未就学を含む小学生までの運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものである。

このような状況を踏まえ、家庭や学校をはじめ、地域において、未就学の幼児から小学校の児童までを対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指すものである。 ※人生100年時代構想会議構成員



体力・運動能力調査 (令和元年度)

事業内容

幼児期及び小学校児童を対象とし、発達段階に応じて、自治体の幼児に関わる関連部署や域内の関係団体、小学校が連携し、子供の望ましい運動習慣形成に取り組む（事業を3年継続することで全国への定着を目指す）。

① 幼児期からの運動遊び普及事業の実施

・保護者・保育者等を対象とした子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発及び運動遊びを経験できる環境の充実について継続的に実施できるよう検証・検討を行う。

※自治体において、スポーツ、教育、保育担当部署等で連携すること

- 件数：全国で8箇所程度

② 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の実施等

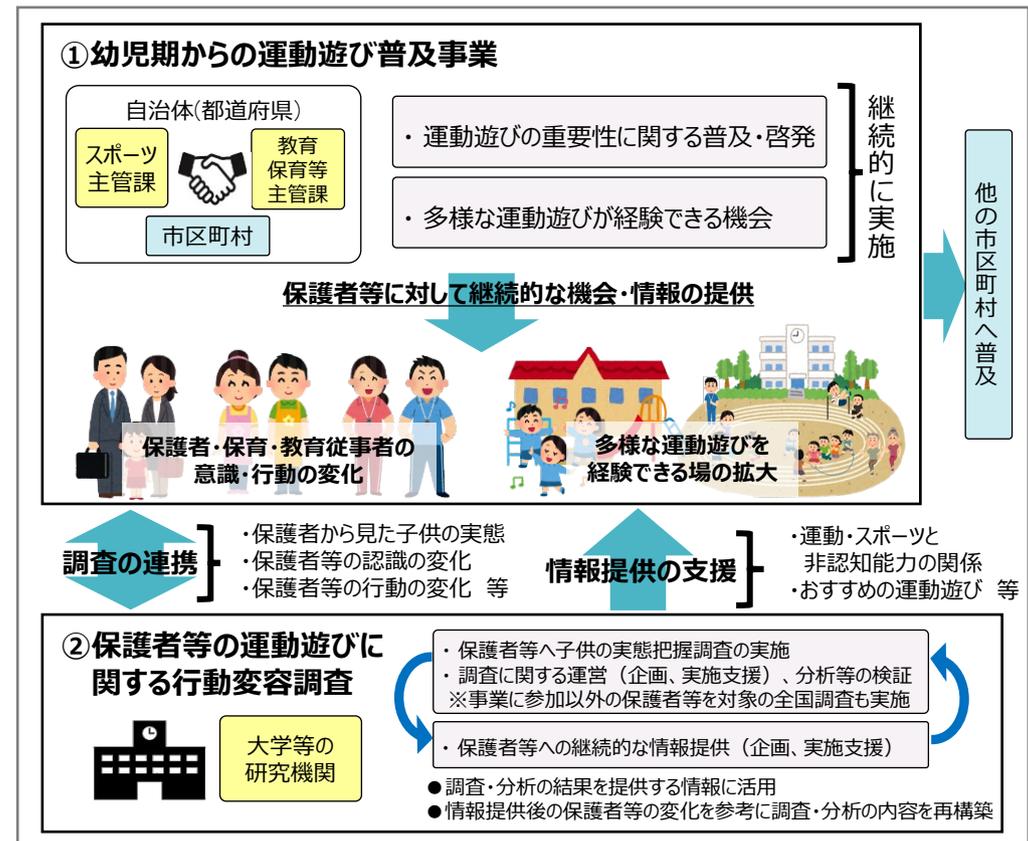
・子供の体力・運動能力と、学校外における生活習慣（運動、学習、スクリーンタイム、食事、睡眠等）の関係について実態を把握するため、保護者等に対する調査を実施

・調査に関する運営（企画、実施支援）及び調査の分析等の検証

※普及事業に参加以外の保護者等を対象とした全国調査も実施する

※保護者向けの情報提供内容・方法も検討

- 件数：1箇所（大学等の研究機関）



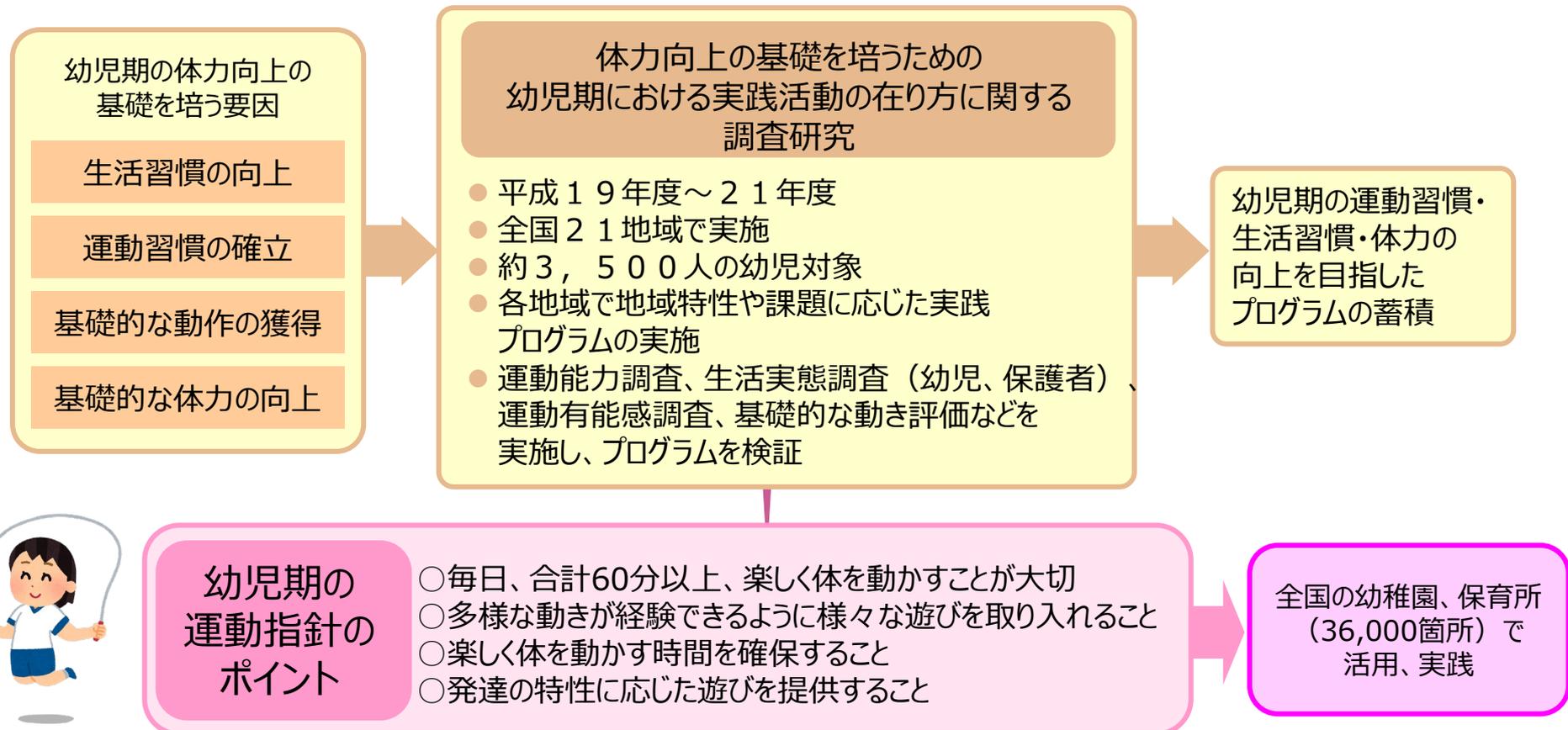


現状

- 真っ直ぐに走ることができない
- 転んでも手がつけられず、顔面をケガする
- ボールをよけられず、顔面にあったってしまう。

幼児期に運動に関わることが重要

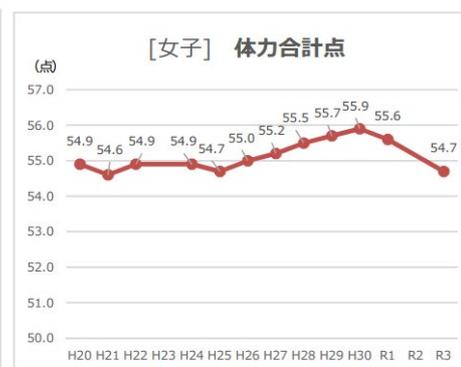
幼児期は生涯にわたり、運動やスポーツに親しみ健康的な生活を送るための基礎を培う上で重要な時期



全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の年次推移

- 令和3年度の体力合計点の全国平均値は、令和元年度に比べ、**小中学生男女ともに低下した。**
- 低下の主な要因としては、令和元年度から指摘された**①運動時間の減少②学習以外のスクリーンタイムの増加③肥満である児童生徒の増加**について、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響を受け、更に拍車がかかったと考えられる。
また、コロナの感染拡大防止に伴い、学校の活動が制限されたことで、**体育の授業以外での体力向上の取組が減少**したことも考えられる。

(小学生)



(中学生)



『令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』

令和3年度以降における子供のスポーツ機会や体力向上に向けたスポーツ庁等の取組



【対応1】 学校現場等への積極的な情報発信、働きかけの実施

■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」報告書による好事例の発信（令和3年12月～）

令和3年度報告書において、コロナ禍でも取組の継続・充実を図り、運動好きの子供たちを増やしながら体力向上に成果を挙げている学校を取り上げており、これらの好事例を全国の学校へ発信し、体力向上の取組を促進する。

■学校体育担当指導主事研究協議会等での研修（令和4年1月～）

各都道府県及び指定都市教育委員会の学校体育担当指導主事に対して、子供の体力低下の現状やコロナ禍を踏まえた体育・保健体育授業の改善の方向等についての研究協議等を行い、各地域の学校の体育活動の改善・充実を図る。

■小学校体育（運動領域）指導の手引の作成・普及（令和3年度末）

運動が苦手な児童への指導方法等について盛り込んだ小学校体育指導の手引きを令和3年度中に作成し、スポーツ庁HP上で公開する。また、次年度以降に、研修会等の場を通じて、各学校現場での実践を促す。

【対応2】 予算事業の展開

■幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（令和4年度予算）

幼児期及び小学校児童を対象とし、発達段階に応じて、自治体の幼児に関わる関連部署や域内の関係団体、小学校が連携し、子供の望ましい運動習慣形成に取り組む。

(1) 幼児期からの運動遊び普及事業の実施 (2) 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の実施等

■体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会の開催等（令和4年度予算）

体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、体育が苦手な児童生徒のための授業づくりなどの研修により、教師の資質及び指導力の向上を図る。

■GIGAスクール環境下における体育活動及び障害の有無にかかわらず共に学ぶ体育の充実（令和4年度予算）

一人一台端末を活用した授業モデルの研究、通常学級の体育授業において障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。

■小学校高学年における教科担任制の推進（令和4年度予算）

体育も含め小学校高学年における教科担任制を4年程度かけて推進することとし、令和4年度は950人の定数改善を図る。（改善見込み総数は3,800人程度）

※優先的に専科指導の対象とすべき教科：外国語、理科、算数、体育



コロナの感染状況を踏まえつつ、コロナによって失われた子供の運動機会を取り戻すため、運動の意義を発信するとともに、運動機会の確保や運動習慣の定着化に向けた支援・促進

背景・課題

学校における体育活動は、体力向上、健康増進、競争心や協調性、他者を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎が培われるものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により様々な活動が制限される中、子供たちが運動やスポーツに親しむことができるようにするためには、**体育の授業において運動の多様な楽しみ方を共有し、運動が苦手な子供をはじめ全ての子供に、できる喜びを味わわせていくことが求められる。**

「令和の日本型学校体育」の構築に向けて、子供たちの**安全・安心を確保し、技能差・体力差・体格差等に配慮しながら、個々の能力に適した指導・支援を行う**ことで、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育の授業改善を図る。

事業内容

上記の課題に対応した授業研究を行い、その研究成果を全国に発信する。

① GIGAスクール環境下における体育授業の充実

学校の体育授業において、個別最適な学びを充実するために、**一人一台端末を活用した学習の指導内容や指導方法等の工夫について実践研究を行う。**

【件数・単価】3箇所（教育委員会・大学）× 約300万円

② 障害の有無にかかわらず共に学ぶ体育授業の充実

通常学級の体育授業において、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶための**指導内容や指導方法等の工夫について、実践研究を行う。**

【件数・単価】3箇所（教育委員会・大学）× 約300万円

③ 多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化

中学校等の体育授業において、我が国の伝統文化である武道等の指導を充実するために、**多様な武道種目の指導内容や指導方法等の工夫について実践研究を行うとともに、武道関係団体による中学校における多様な武道種目の実践の支援体制を強化するための取組等を実施する。**

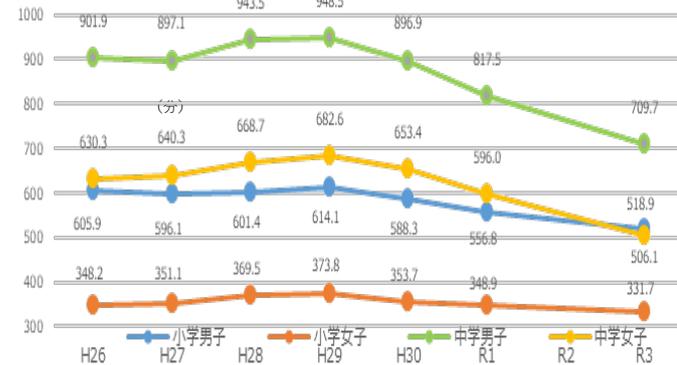
【件数・単価】35箇所（教育委員会・大学）× 約430万円
9箇所（法人団体）× 約500万円

④ 学校における体育活動での事故防止及び水難事故防止対策の強化

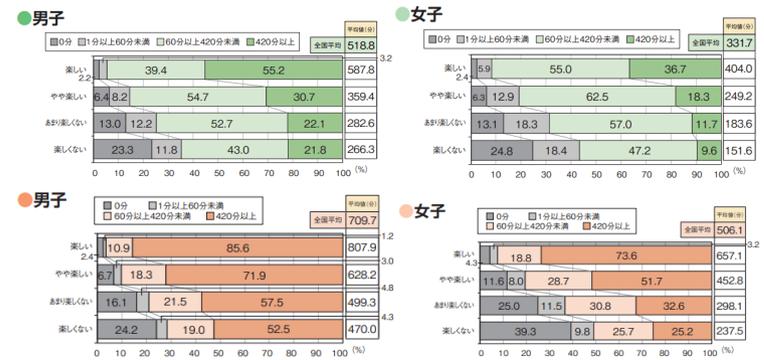
全国的な体育活動中における事故防止の意識啓発、関係の取組の充実を図ることを目的として、近年発生した全国的な重大な事故事例の発生の背景や要因、再発防止のための方策について把握・分析を行い、最新の知見の成果等を情報共有し、研究協議等を行う協議会を開催する。また、学校の水泳の授業等において、児童生徒の命に直結する水難事故防止対策を強化するために、**自己保全のための学習の指導内容や指導方法等の工夫について実践研究を行う。**

【件数・単価】1箇所（法人団体）× 約1360万円、3件（教育委員会・大学）× 約200万円

1週間の総運動時間の経年変化



体育の授業は楽しいか×1週間の総運動時間のクロス集計（上段：小学生、下段：中学生）



(出典) 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

オリンピック・パラリンピック教育の推進について

オリパラ教育の必要性

- 東京2020大会が近づき、開催都市だけでなく、全国的なオリパラ・ムーブメントの推進が不可欠。
- オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、オリパラを題材として、スポーツの価値、国際・異文化、共生社会への理解を深めるとともに、規範意識を養うなど多面的な教育的価値を持つ。我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の必要性は高い。

オリパラ教育地域拠点の概要

<事業内容>

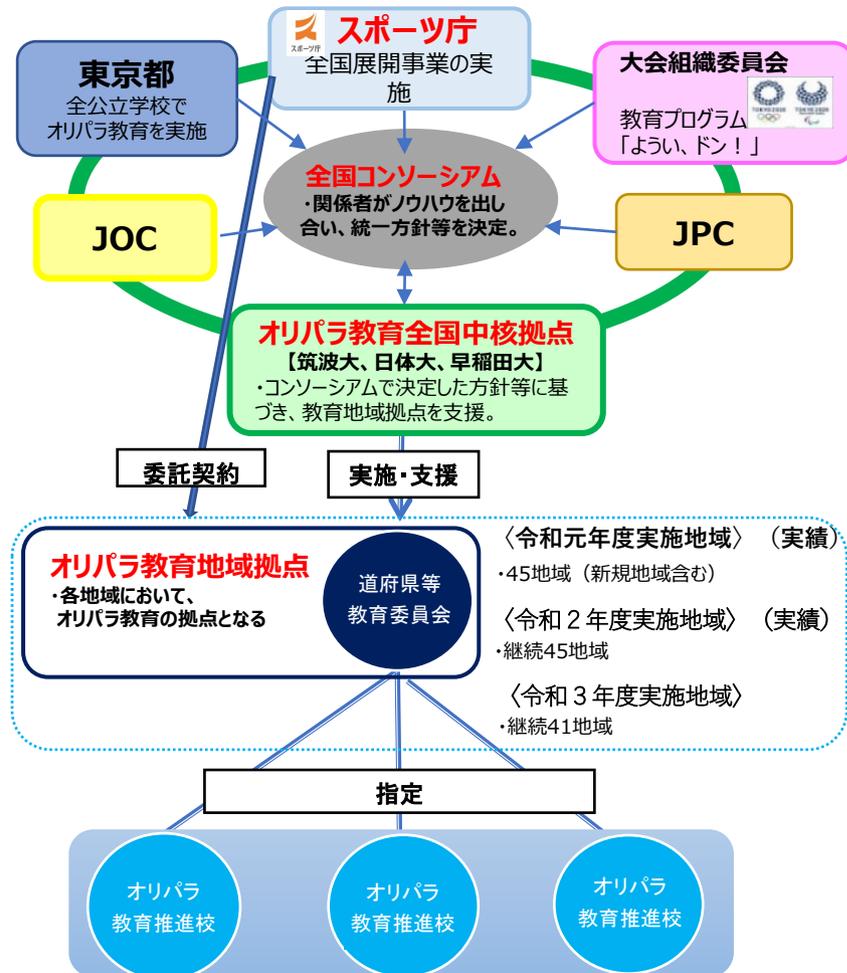
- ・オリパラ教育地域拠点（各都道府県教育委員会等）が、教育推進校を指定し、推進校ではオリパラを題材にした授業、競技体験等を展開する。
- ・従来のオリパラ教育に加え、大会本番の機運を最大限活用し、より実践的にオリパラ教育を推進する。
- ・さらに、新しい生活様式に対応したオリパラ教育（ICT機器の活用等）を推進する。

<地域拠点数>

- ・平成27年度実施地域
3地域（宮城県、京都府、福岡県）
- ・平成28年度実施地域
12地域（2府10県）
- ・平成29年度
20地域（1府14県5政令市）
- ・平成30年度
34地域（1道1府24県8政令市）
- ・令和元年度、2年度
45地域（1道1府32県11政令市）
- ・令和3年度
41地域（1道1府29県10政令市）



令和3年度 オリパラ・ムーブメント全国展開事業（実施体制）



運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかつたり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

○少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。

○スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。

○**地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の实情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の实情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の实情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の实情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



スポーツ庁

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現 状 と 課 題	求 め ら れ る 対 応
<p>大会の在り方 (第6章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
<p>会費の在り方 (第7章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
<p>保険の在り方 (第8章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
<p>関連諸制度等の在り方 (第9章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※**地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）**

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）

【抜 粋】

第2章 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等

1. 地域における新たなスポーツ環境の在り方

(1) 参加者（本文 p 8）

（略）

- こうした現状を踏まえ、地域におけるスポーツ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対してスポーツに親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動が苦手な生徒、**障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要**がある。

(3) 活動内容（本文 p 9～10）

- 地域におけるスポーツ環境において、生徒のスポーツの機会を確保する際、中学校等の生徒には、体力や技量が高い競技志向の生徒もいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒、**障害のある生徒もあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。**
- そのため、現行の運動部活動のように競技志向で特定の運動種目に継続的かつ長期間にわたり専念する活動だけではなく、青少年期を通じて幅広いスポーツ活動に親しむため、休日や長期休暇中などに開催されるスポーツの体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の運動種目を経験できる活動、**障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動**など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツの機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげていく必要がある。
（略）
- また、若者に人気のあるスケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、**障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるユニバーサルスポーツ**、中学校等の運動部活動としての設置が少ないスポーツ等に親しめる機会も充実され、生徒にとって、これまで学校の運動部活動では経験できなかったスポーツも経験できるようになることも期待される。

第4章 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保方策

1. 指導者の質の保障・量の確保方策

(1) 指導者の質の保障 (本文 p 21)

- 障害者への指導については、初級障害者スポーツ指導員をはじめとする障害者スポーツ指導員資格がある。障害のある生徒に対して適切に指導できる指導者を確保するため、**障害者スポーツ指導資格の取得促進**が必要である。

第5章 地域におけるスポーツ施設の確保方策

② 求められる対応 (本文 p 25)

- 公共のスポーツ施設や、地域のスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけではなく、中学校の体育館やグラウンド、武道場等の体育施設をはじめ、小学校や高等学校、**特別支援学校**、廃校となった施設**などの利用を促進する必要**がある。

第10章 地域移行の取組が進められている間の学校における運動部活動の在り方

1. 誰もが参加しやすい運動部活動 (本文 p 50～51)

② 求められる対応

- 以下のような取組を、各教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 運動が苦手な生徒や**障害のある生徒が参加しやすいよう**、スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること
(略)
 - ・ 地域にある学校種を超え、**特別支援学校などとの合同練習**等を実施するなど連携を深めること

背景・課題

地域住民のスポーツ参画を進めるためには、スポーツを行わない最も大きな理由である「時間がない」、「面倒くさい」を解決することが近道である。そのためには、自宅の近くで、手軽にスポーツを楽しめるような環境整備が望まれる。また、一つひとつの地域スポーツ関係団体の基盤は脆弱であり、さらに、近年は一人で楽しむタイプのスポーツの愛好者が多くなっていることに加え、コロナ禍の「社会的距離」の確保がこうした流れを加速しており、スポーツを通じた地域コミュニティの維持は喫緊の課題になっている。

地域のスポーツ活動は、住民の体力や健康の保持増進だけでなく、地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、これらの課題を解決するために、市町村・地域レベルで行政と関係者（学校、スポーツ、団体、民間企業等）が連携体制を構築し、以下の取組等により、地域住民が、自走可能なものにしていけるように実証事業で支援することとする。

【実施例】

- ・市町村・地域において関係者（行政、学校）、スポーツ関係団体、民間企業等が連携体制を構築。
- ・関係者を繋ぐコーディネーター等を活用し、優秀な指導者を地域やクラブの枠を超えて活用する等それぞれのスポーツ団体や民間企業等の強みを生かした活動の展開。
- ・埋もれている多彩な指導者の発掘による地域スポーツ推進体制の強化。 ・地域住民が集まりやすく、気軽に活動できる地域スポーツ拠点の創出。
- ・大学や企業と連携した継続して実施できるスポーツイベントの実施 等

事業内容

- 件数・単価：3箇所×約950万円（3年間継続）
- 費目 謝金、旅費、貸借料、消耗品、会議費等

● 既存スポーツ関係団体等のそれぞれの強みを生かしたスポーツ活動の展開

・関係者を繋ぐコーディネーター等を活用し、優秀な指導者を地域やクラブの枠を超えて活用する仕組みの構築を目指す等、それぞれのスポーツ団体や民間企業等の強みを生かしたスポーツ活動を展開する。

● 多様な住民のニーズに対応できる多様な指導者の発掘・創出

・企業内の元アスリート（国体経験者等）、教員以外の教員免許保持者、特別支援学校教員経験者等、地域には多彩な指導者が埋もれていることから、これらを発掘し、その協力を得て地域スポーツ推進体制を強化する。

スポーツを通じた「地域コミュニティ」の活性化のため、市町村・地域において関係者（行政、学校）、スポーツ関係団体、民間企業等が連携体制を構築



● 既存公共施設等を活用した地域に根差したスポーツ環境の創出

・住民が気軽に集まることのできる地域スポーツ活動の拠点創出の推進等、地域に根差したスポーツ環境を創出する。

● スポーツを通じた地域における共生社会の実現に向けた取り組み

・周辺の大学や、企業等の協力を得つつ、スポーツが「好き」「得意」ではない住民や障害者へのアプローチを進める。また、住民を対象とした地域が一つになって楽しめる継続して実施できるイベントの開催等、インクルーシブなスポーツ活動を展開する。

アウトプット（活動目標）

- 各関係団体の連携した取り組みの増加
- スポーツ活動に参加する住民の増加
- 多彩なスポーツ活動の展開
- インクルーシブなスポーツ活動の展開

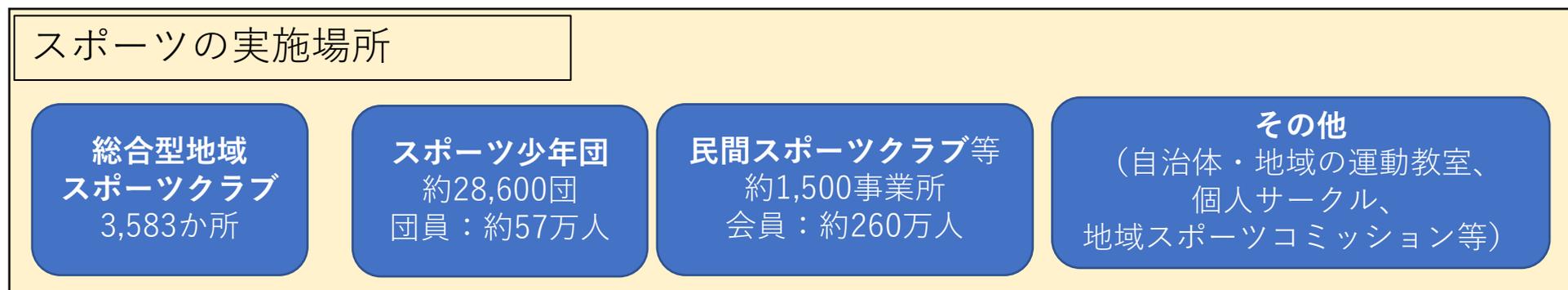
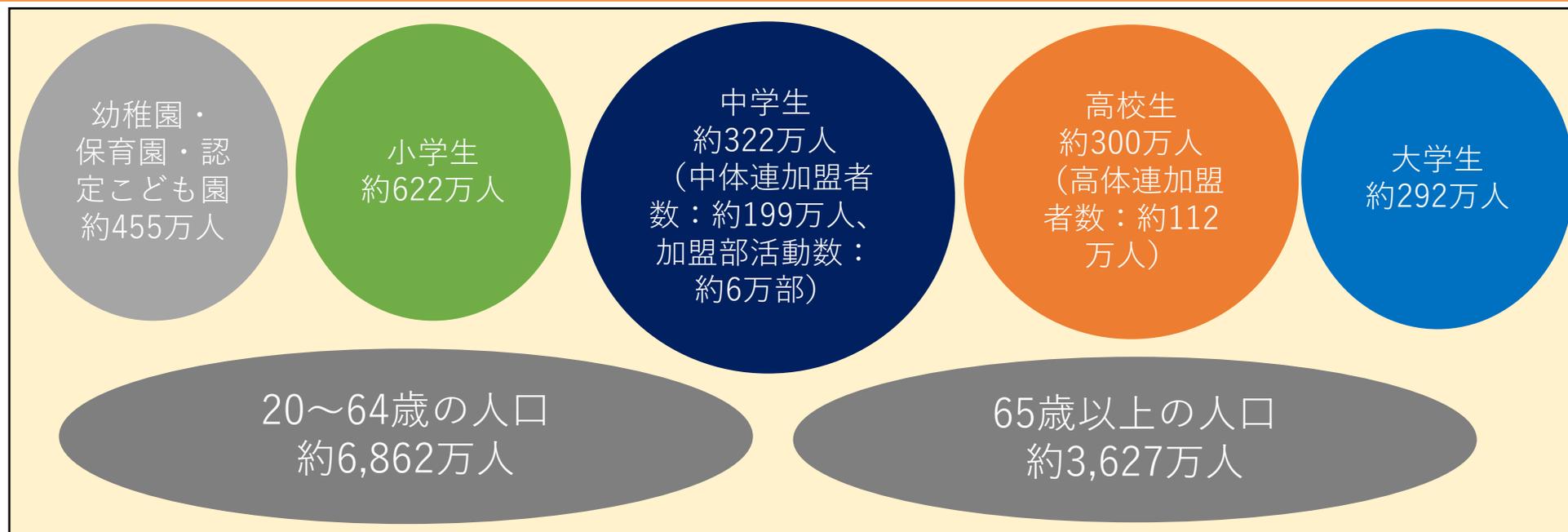
アウトカム（成果目標）

- | | |
|-------------|--------------------|
| 初期（令和4年頃） | 各団体の取り組み例の増加 |
| 中期（令和5～7年頃） | 地域住民が集まる地域スポーツ拠点増加 |
| 長期（令和8年頃） | 地域のスポーツ人口が拡大 |

インパクト（国民・社会への影響）

- スポーツを通じた地域コミュニティの活性化
- 明るく豊かで活力のある地域の創出
- 地域住民の医療費削減

地域スポーツ体制の現状図



出典：「学校基本調査」（令和3年5月1日時点）（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・大学の児童・生徒数について）
「保育所等関連情報取りまとめ」（令和3年4月1日時点）（保育所の児童数について）
「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」（令和3年7月時点）（総合型地域スポーツクラブについて）
「スポーツ少年団育成報告書」（令和3年3月時点）（スポーツ少年団について）
「特定サービス産業動態統計調査」（令和4年4月時点）（民間スポーツクラブ等について）
「人口推計」（令和4年5月1日時点（概算値））（人口について）

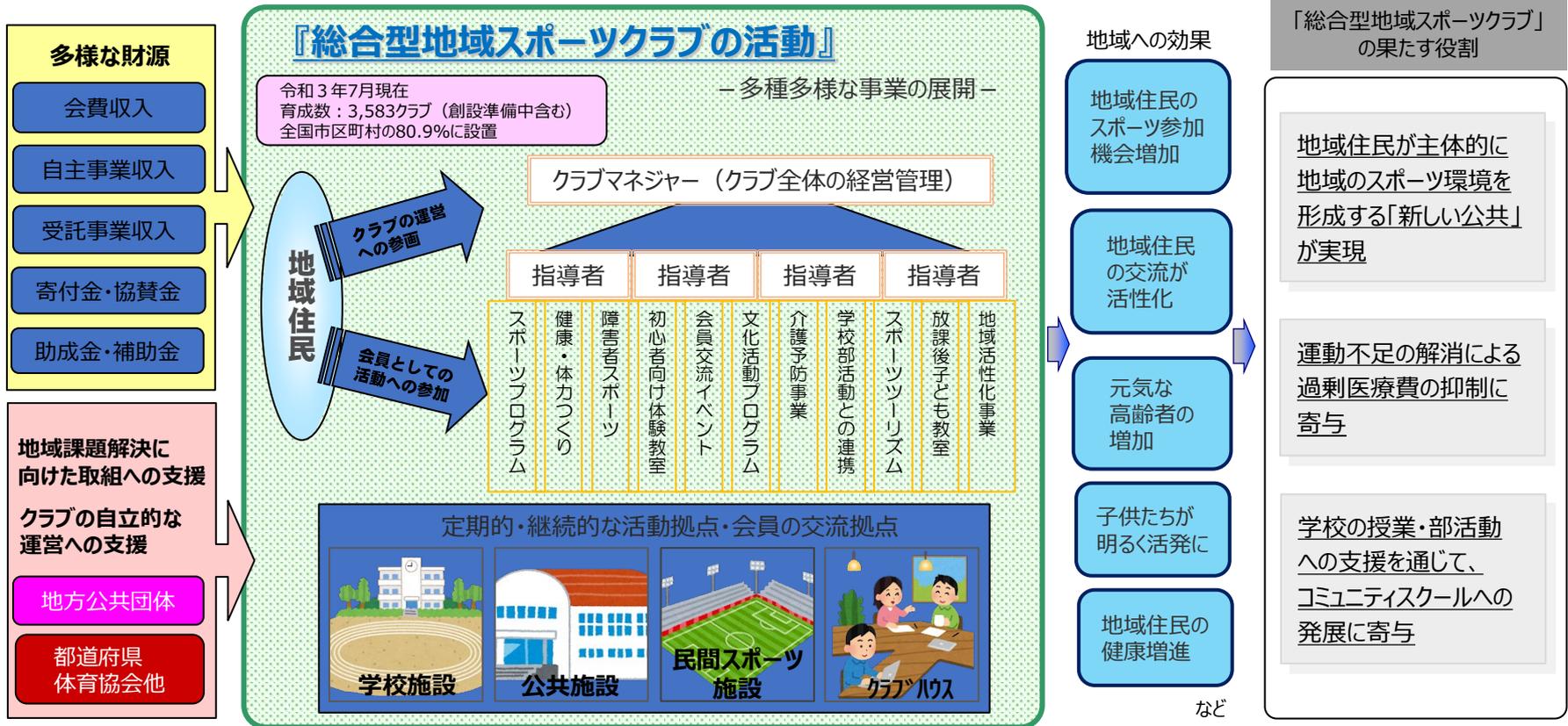
総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブとは

「多目的」「多世代」「多志向」というスポーツクラブとしての形態により、行政でもなく、民間企業でもなく、地域住民によって、自主的・主体的に運営されているもの。

・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

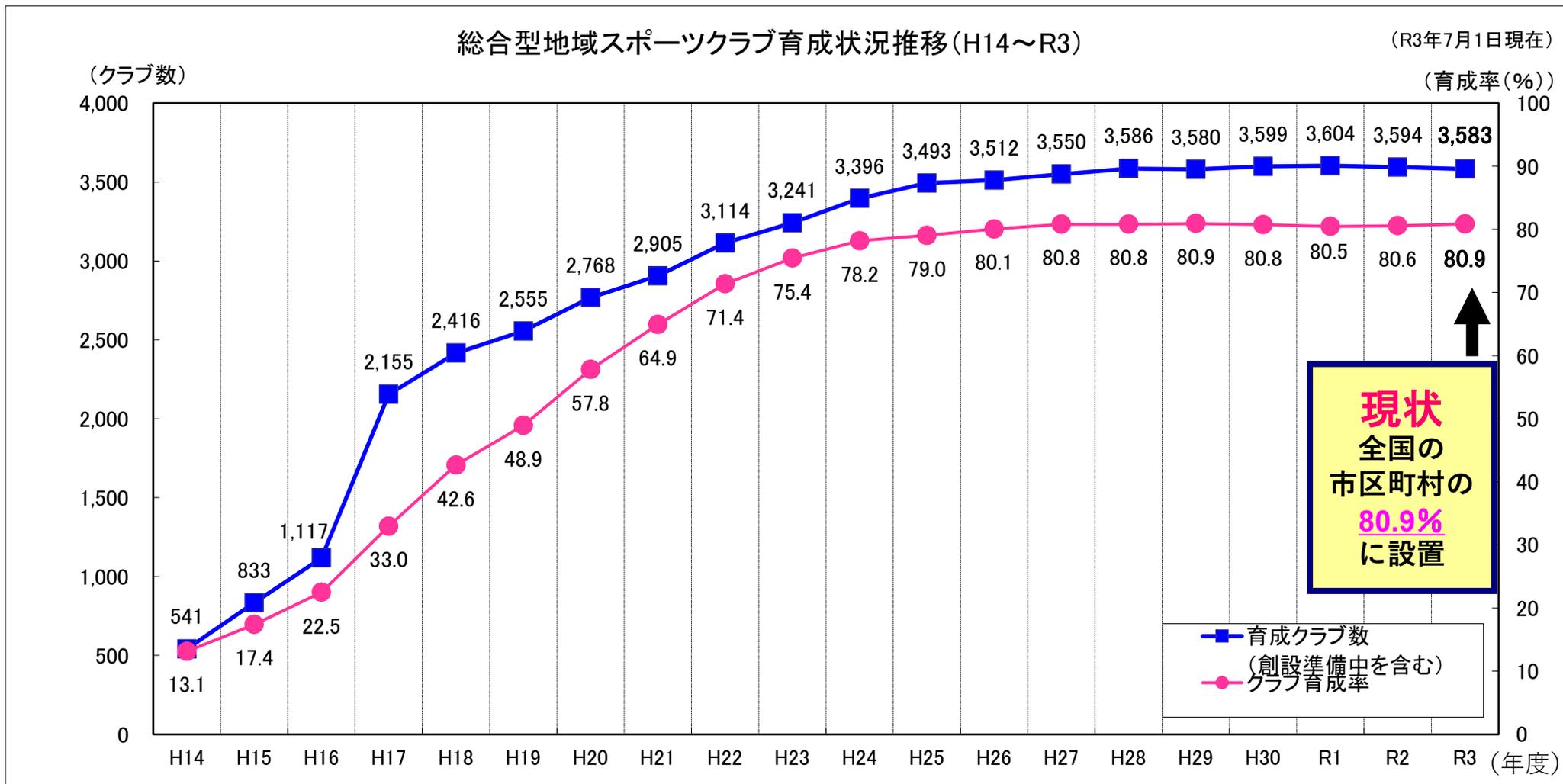
第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。



総合型地域スポーツクラブの設置状況

(令和3年7月1日現在)

- ✓ 育成クラブ数 令和3年度: **3,593クラブ** (令和2年度から11クラブ減)
- ✓ クラブ育成率(全市区町村に対する総合型地域スポーツクラブが設置されている市町村の割合)
令和3年度: **80.9%** (R2年度から0.3%増)



(文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計) ※総合型地域スポーツクラブ数については、創設準備中を含む。

- 「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、大学全入時代の中で、多くの学生が大学スポーツを通じ社会的人材の育成といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は素晴らしいスポーツ資源(人材、施設、知識など)を有し、大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える存在として地域で重要な地位を占めている。
- 新たなスポーツ基本計画の初年度であり、大学スポーツ政策の転換点となった大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめから5周年となる令和4年度では、「大学スポーツ自体の振興」と「大学スポーツによる地域振興」とを総合的に支援し、UNIVASと連携・協力し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。

<事業内容>

大学スポーツ振興事業



「感動する大学スポーツ」 の実現

大学スポーツの振興

- ①安全・安心な大学スポーツ環境の確立促進
(大学スポーツへの大学の適切な関与・支援体制の検討など)
- ②デュアルキャリアの促進
(人材育成プログラム検討のための実態調査・分析など)
- ③大学スポーツ・ムーブメントの創出
(基礎調査、検討分析など)

大学スポーツによる地域振興

- 大学スポーツ資源の活用による地方創生の促進
・大学がその有するスポーツ資源(人材、施設、知識)を十分に活用し、自治体等の地域の組織とも連携・協力した地域振興の取組をモデル的に実施・検証分析し、成果の全国への横展開を促進 など

※その他 (大学スポーツ統括団体活動支援事業)

大学スポーツ全国統括団体として、大学スポーツ全体の価値をさらに向上させていく観点から、UNIVAS(一社・大学スポーツ協会)が実施する大学スポーツ振興のための普及啓発の活動の一部(大学スポーツ安全・安心認証の普及啓発、大学スポーツにおける暴力・パワハラ、性的写真・動画、不正の防止や、大学スポーツ環境のユニバーサルデザイン化の普及啓発、大学スポーツの価値の普及啓発等)に対して補助

文化芸術について

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養とSociety5.0時代に向けた社会の創造

これからの社会に必要な資質・能力の育成

「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日中央教育審議会))

心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

「本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日中央教育審議会))

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す芸術系教科等の新しい学習指導要領

・芸術系教科等を学ぶ意味の明確化

表現及び鑑賞の活動を通して、育成すべき資質・能力と学習内容との関係を明確にするとともに、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化等と豊かに関わる資質・能力の育成を目指すことを一層重視。

・芸術系教科等の目標に育成を目指す資質・能力を明示

生活や社会の中の
形や色など豊かに関わる資質・能力の育成(小・図画工作)
音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成(中・音楽)
多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・美術)
多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力の育成(高・芸術・書道)

※小・音楽、中・美術、高・芸術・音楽、工芸においても同様に、教科、科目の目標の柱書に明示

・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である(共通事項)を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理。

文化庁への学校における芸術に関する事務移管による芸術教育及び文化芸術の充実

(平成30年6月15日文部科学省設置法の一部を改正する法律の公布について(通知))

- ・芸術教育における芸術担当教員等研修事業(教師の専門性の向上)
- ・芸術文化等の活動充実のための環境整備等

- ・美術館、博物館等、社会教育施設との連携

ポストコロナ・ウィズコロナ
グローバル化・デジタル化

「人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、誰もが心のつながりを持ち、相互に理解し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにつながるためにも、芸術教育の充実や、文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図ることも一層重要」(新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について -「文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定に向けて- (令和4年6月28日文部科学大臣諮問))

背景・課題

- 各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行うとともに、将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
- 一流の文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験が享受できるよう努める。
- 教育委員会が学校と同等と認める場合は、フリースクールや院内学級等での実施も行い、様々な環境にいる義務教育期間中の多くの子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- 研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

文化芸術による鑑賞・体験機会の効果や継続意向、課題

- ◆文化芸術による子供育成総合事業（文化庁）の利点及び効果
 - ・学校の利点で最も高いのは「学校や地方公共団体が実施するよりも、クオリティの高い公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる」**76.5%**
 - ・子供への効果では「文化芸術への親しみが醸成される」**91.1%**
「より豊かな創造性や感性が育まれる」**88.8%**
- ◆文化芸術活動の継続意向及び課題
 - ・文化芸術活動の継続意向、「継続したい」**51.2%**
「実施したいが、このままでは難しい」**39.5%**、「実施したいと思わない」**6.3%**
 - ・事業継続に必要なことでは、「実施に当たっての十分な予算が得られる」**79.5%**
「実施に当たっての十分な体制が得られる」**58.8%**

文化芸術による子供育成総合事業に関する調査（令和2年度）

事業内容

1.巡回公演事業（合同開催事業）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等について、合同で実演芸術公演を複数回実施。

件数・単価：1,950公演程度×約220万円（予定）

2.芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講和、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。

件数・単価：3,150公演程度×約20万円（予定）

3.ユニバーサル公演事業

- 小学校・中学校・特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちも鑑賞しやすい公演を提供し、表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を実施。

件数・単価：100公演程度×約140万円（予定）

4.文化施設等活用事業

- 美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的な鑑賞・体験できる活動を実施。

件数・単価：100公演程度×約130万円（予定）

5.コミュニケーション能力向上事業

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を実施。

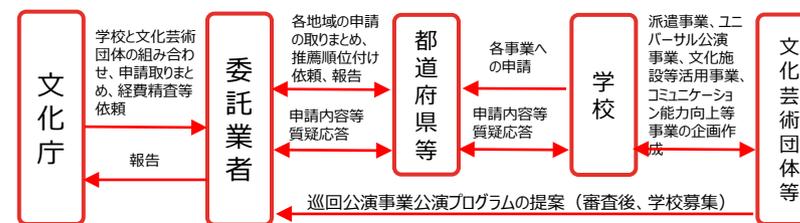
件数・単価：200公演程度×約80万円（予定）

6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。



◆事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ・巡回公演事業 1,950公演
- ・芸術家の派遣事業 3,150公演
- ・ユニバーサル公演事業 100公演
- ・文化施設等活用事業 100公演
- ・コミュニケーション能力向上事業 200公演

アウトカム（成果目標）

- ・一流の文化芸術団体による公演の鑑賞
- ・文化芸術への親しみの向上
- ・豊かな創造性や感性の育成

インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



※公立中学校等における文化庁活動を対象

文化庁活動の
意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの
対応

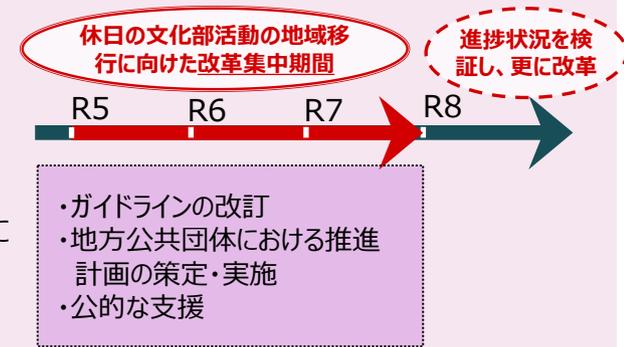
- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- 文化芸術は、**豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等**、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を**一体的に整備し**、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の
方向性

- まずは、**休日の文化庁活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末**を目標
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化庁活動の**地域移行**は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ**機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と**学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への
対応

<p>新たな文化芸術環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	<p>大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
<p>文化芸術団体等、指導者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	<p>会費や保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
<p>活動場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	<p>学習指導要領等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

背景 課題

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。(令和5年度より学校部活動の段階的地域移行)

- 児童・生徒の文化芸術活動が居住地域や家庭の教育力・経済力に左右される現状 **(表現や鑑賞機会の格差)**
- 少子化に伴う部活動の廃部や部員減少、児童・生徒のニーズの多様化 **(学校内での活動機会の不足や喪失)**
- 部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化 **(学校における働き方改革の必要性)**
- 部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足 **(体制構築や持続可能な環境整備の必要性)**



事業内容

地域部活動推進事業（33百万円）

休日の部活動の地域移行（地域部活動）に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保、移動手段の確保、それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため、全都道府県各1地域に拠点校を設け、モデル事業を実施。 **70万円×47件（地域）**

※ 令和3年度より実施。モデル事業としては令和4年度で終了予定。

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業（80百万円）

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、**地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等が中心となって、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）を創設するためのモデル事業を全国30件程度実施し、**課題や手法を分析・検証する。※令和3年度より実施。

- ・大規模 300万円×18件
会員数 40名以上
- ・小規模 200万円×13件
会員数 40名未満



アウトプット（活動目標）

- ・学校と地域文化団体や芸術系教育機関、地域文化施設等との連携 30件程度
- ・人材・場所・用具等の確保、ICTを活用した練習・指導法に関する課題解決を目指す文化部活動を地域へ移行するモデル事業実施 47件

アウトカム（成果目標）

- ・教員の部活動指導にかかる負担軽減
- ・部活動に代わりうる活動拠点の創出
- ・誰もが芸術文化活動に平等に触れることができる受け皿の創設。
- ・多様な文化芸術活動へのニーズへの対応。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・学校の働き方改革への貢献
- ・地域の文化芸術団体等の活性化
- ・子供たちの文化芸術活動への活性化
- ・豊かな人間形成の促進
- ・創造活動水準の向上

背景 課題

- 昨今の部活動の現場では長時間活動する部が存在し、特に顧問となる指導教員の負担（経験、専門知識等がない教員が指導していることも少なくない）や生徒の学業への支障が問題になっている。
- また中学校教員の勤務時間は世界的にみても最長となっている。
(OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)による」)



事業内容

子どもたちへの実技指導等に関する知識・技能の指導

対象校種	公立中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）
想定人材	指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
資格要件	自治体の定めによる。特別な資格等は不要。

学校外での活動（大会・コンクール等）への引率指導

実施主体	学校設置者（主に市町村）
補助割合	国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市：国1/3、指定都市2/3)
補助対象経費	報酬、期末手当、交通費、補助金 等

部活動指導指導員の属性

- 退職教員、非常勤講師等との兼務、地域人材、大学生等

人材確保の工夫

- 『人材バンク』を設け、広域に渡って人材確保。
- 大学と連携し、大学生の部活動員を確保。



体験活動について

体験活動の推進

○教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

目標（2）豊かな心の育成

●体験活動や読書活動の充実

・集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ，学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動，国際交流体験など，様々な体験活動の充実に取り組む。

○主な政府方針等

・経済財政運営と改革の基本方針2022（R4.6.7閣議決定）

学びの基盤的な環境整備を進める。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験や読書活動を推進する。

・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」

（令和4年6月7日閣議決定）

非認知能力の向上のため、2022年度を「体験活動推進元年」として普及・啓発や青少年のリアルな体験活動を支援する。

・「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」

（令和4年5月10日教育未来創造会議）

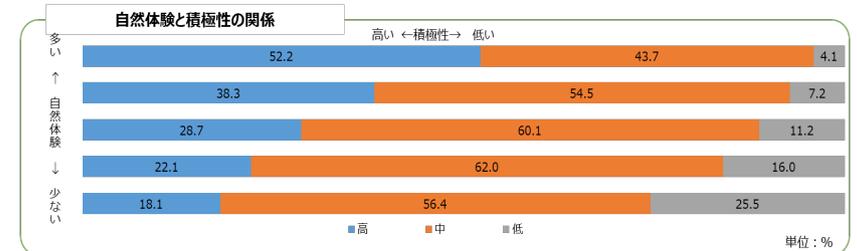
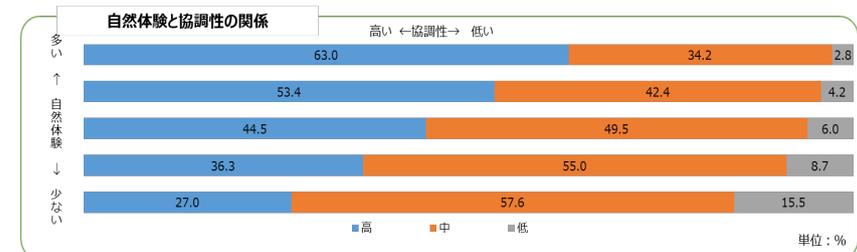
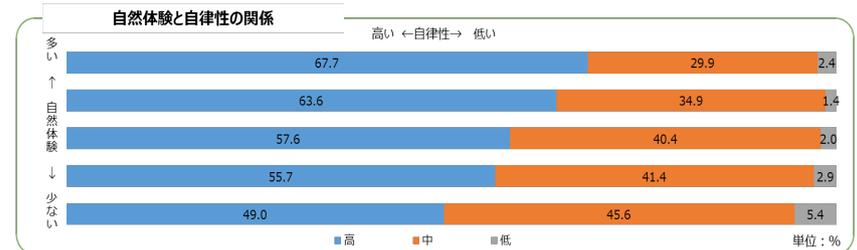
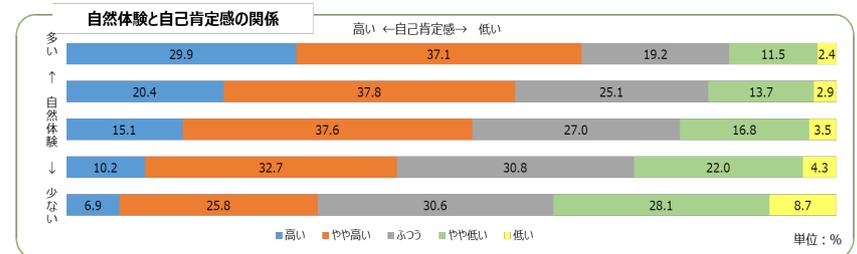
初等中等教育段階から、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や、STEAM教育、ものづくり教育、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育、自然への興味関心を育む体験活動などの充実に図るとともに、英語教育を強化する。

・教育進化のための改革ビジョン（令和4年2月25日公表）

地域や企業と連携し全ての子どもに学校内外での体験活動の定着（異年齢集団での地域活動、職業体験、ボランティア、自然・文化芸術体験、読書等）や課題を抱える子供たちを対象とした体験活動の充実。→経済界との直接対話により強力に推進。

体験活動の効果

自然体験を多く行った者ほど、**自己肯定感、自律性、協調性、積極性**などの非認知能力が高くなる、という傾向が見られる。



出典）独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」

背景・課題

- 新型コロナ感染拡大による不要不急の外出の自粛、3密の回避などにより、**青少年の健全な育成のために必要な体験活動の機会が減少**。
- コロナ禍における体験活動推進のため、令和2年度補正予算においては短期（日帰り）、令和3年度においては短期（1泊2日程度）の体験活動についてモデル事業を展開する一方、**より効果の高い長期（4泊5日程度）の体験活動に係る知見が不足**。
- 現在、体験活動を実施する自治体や民間団体等は、独自に感染症対策を取りながら体験活動を実施している状況。
- 青少年の体験活動を通じた自己肯定感や正義感の育成等「Well-being」の観点での影響・効果について検証・分析していくことが必要。

事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により青少年の体験活動が減少していることから、コロナ禍における体験活動のプログラム開発を行い、関係機関等へ普及啓発を図ることにより、コロナ禍における安全・安心な青少年の体験活動を推進する。

1.全国的な普及啓発の実施

- 家庭や企業、社会教育団体が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムを開催するなど、全国各地で体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施するとともに、関係団体の連携を促進する。
- 件数・単価：3箇所 × @1百万円（委託事業）
- 事業期間：平成23年度～

3.子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、子供たちが野外で体を動かす機会が減少するなど、子供たちを取り巻く環境の閉塞感を打開することが喫緊の課題であることから、これまで得られた知見を活用し、青少年団体等の取組の効果を一層高めるために支援することにより、自然体験活動の機会の充実を図る。
《内容》4泊5日程度の自然体験活動の実施
- 件数・単価：12箇所 × 2回 × @2百万円（委託事業）
- 事業期間：令和3年度～

2.青少年の体験活動の推進に関する調査研究

- これまでに体験活動が青少年の心身の健全な発達にどのような役割を果たしてきたかを検証し、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、中長期的に取り組むべき方策をまとめる。
- 件数・単価：1箇所 × @6百万円（委託事業）
- 事業期間：平成25年度～

4.青少年の体験活動推進企業表彰（教育CSRシンポジウム）

- 社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた実践を行う企業を表彰し、その取組を全国に広く紹介することを通して、青少年の体験活動の推進を図る。
- 直轄事業
- 事業期間：平成25年度～

その他、事業企画評価委員会の開催

アウトプット（活動目標）

- ・体験活動の必要性を普及させるため、普及啓発事業を実施
- ・課題に対応した効果的な取組を検証するためのモデル事業を実施
- ・社会貢献活動の一環として体験活動に取り組むインセンティブを提供するため、企業表彰を実施

アウトカム（成果目標）

- 初期
普及啓発事業への参加者数、効果的なモデル事業数、企業表彰への応募企業数の増加。
- 中期
体験活動に参加する子供、体験活動の機会を提供する主体の増加。
- 長期
体験活動が充実し、「社会を生き抜く力」として必要な能力の育成。

インパクト（国民・社会への影響）

他の教育的施策とあいまって、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

企業との連携による子供の体験活動の推進について

教育進化のための改革ビジョン（令和4年2月25日）

2つの基本理念と4つの柱

誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育・教職員が安心して本務に集中できる環境

～「令和の日本型学校教育」答申内容の具体化～

- ☑ 「リアル」×「デジタル」の最適な組合せによる価値創造的な学びの推進
- ☑ これまでの学校では十分な教育や支援が行き届かない子供への教育機会の保障
- ☑ 地域の絆を深め共生社会を実現するための学校・家庭・地域の連携強化
- ☑ 教職員が安心して本務に集中できる環境整備

○地域や企業の力を巻き込んだ学校運営や「リアルな体験」機会の充実

- ・ 全ての学校でのコミュニティ・スクールの導入を加速（重点期間：令和4～6年度）し、地域に開かれた学校運営の実現と防災活動等での学校・地域の連携強化
- ・ 地域や企業と学校が連携した形での学習支援や、起業家との触れ合い、豊かな体験機会の提供

- ・ 地域や企業と連携し全ての子供に学校内外での体験活動の定着

（異年齢集団での地域活動、職業体験、ボランティア、自然・文化芸術体験、読書等）や課題を抱える子供たちを対象とした体験活動の充実

➡ 経済界との直接対話により強力に推進

子供の体験活動推進宣言

次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動は重要です。しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足しています。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もあります。今こそ、異年齢交流や職業体験、自然体験、ボランティア体験等、子供たちに豊かな体験機会を提供するため官民が一体となって取り組まねばなりません。

文部科学省は子供たちの体験活動を推進するため、経済界と連携して以下を目指した取組を進めます。

- 一、 経済界の協力を得て、子供の体験活動の量的・質的な充実を目指します。
- 一、 働く人が学校や地域の活動に参加しやすい環境づくりを目指します。
- 一、 経済界との対話を促進し、体験活動における学校と地域・企業の連携体制の構築を目指します。



令和4年6月

文部科学大臣

末松信介

子供の体験活動の推進にかかる文部科学大臣と経済界との意見交換について

令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」に基づき、企業と連携した子供たちの「リアルな体験」機会の充実を全国規模で推進するため、本年6月文部科学大臣と経済界との意見交換を東京と大阪で実施し、参加企業より取組事例について発表いただくとともに、文部科学大臣より「子供の体験活動推進宣言」を発表。

今後、賛同いただける企業、自治体、教育委員会、青少年団体、NPO等を募集するとともに、各分野の実務者による「リアル体験推進チーム」を立ち上げ、体験活動に関する推進方策を企画・立案し、子供の体験活動を推進する。

東京での意見交換（令和4年6月16日（木））

○参加者

- ・文部科学大臣
- ・日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・文部科学省主催「青少年の体験活動推進企業表彰」受賞企業
 - ▶サントリーホールディングス株式会社（R3年度優秀賞）
 - ▶株式会社リコー（R3年度奨励賞）

○事例発表

- ・サントリーホールディングス株式会社
 - ▶「サントリー次世代教育『水育』」
- ・株式会社リコー
 - ▶「リコー・サイエンスキャラバン」



・サントリー株式会社
「サントリー次世代教育『水育』」活動の様子



・東京での意見交換会における記念撮影

大阪での意見交換（令和4年6月11日（土））

○参加者

- ・文部科学大臣
- ・関西経済同友会
- ・関西生産性本部
- ・関西経済連合会
- ・文部科学省主催「青少年の体験活動推進企業表彰」受賞企業
 - ▶阪急阪神ホールディングス株式会社（R2年度文科大臣賞）

○事例発表

- ・関西生産性本部
 - ▶「情熱教室」（産業界による学校向けのキャリア教育支援活動）
- ・阪急阪神ホールディングス株式会社
 - ▶「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」



・阪急阪神ホールディングス株式会社
「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」活動の様子

体験の風をおこそう



青少年の体験活動などの効果を経年的な視点から分析を行ったところ、

子どもの頃の「体験」は 未来社会を担う 子どもたちの 健やかな成長を 確かなものにする

ために必要な要素であることが
見えてきました



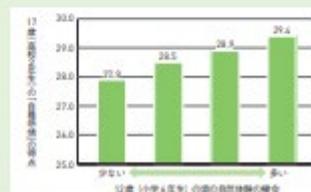
結果 ① 小学生の頃に体験活動などをよくしていると、 その後の成長に良い影響が見られることが分かりました

21世紀出生児縦断調査で回答されたデータを再分析したところ、小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていた子どもは、その後、高校生の際に自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足している、など）や外向性（自分のことを活発だと思う、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向き、など）といった項目の得点が高くなる傾向が見られました。また、小学生の頃に異年齢（年上・年下）の人とよく遊んだり、自然の場所や空き地・路地などでよく遊んだりした経験のある高校生も同様の傾向が見られました。

このことから、小学生の頃に行った体験活動などの経験は、長期間経過しても、その後の成長に良い影響を与えていることが分かりました。また、経験した内容（体験活動や読書、遊び、お手伝い）によって影響が見られる意識や時期が異なることから、子どもの健やかな成長を確かなものにしていくためには、1つの経験だけでなく、多様な経験をすることが必要であるということも見えてきました。

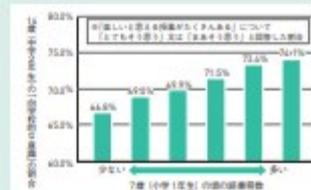
「体験活動」の影響

体験を多くすることによる影響を自然体験（キャンプ、登山、川遊び、ウィンタースポーツなど）、社会体験（農業体験、職業体験、ボランティア）、文化的体験（動物園・博物館・美術館見学、音楽・演劇鑑賞、スポーツ観戦など）に分けて分析したところ、自然体験では主に自尊感情や外向性、社会体験では小・中・高校生の時期の向学校的な意識（勉強・授業が楽しい）、文化的体験は全ての意識（裏面参照）に良い影響が見られることが分かりました。



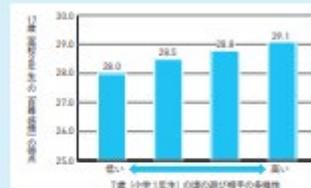
「読書」の影響

読書を多くすることによる影響を分析したところ、新奇性追求（新しいことに興味を持つ、など）や感情調整（自分の感情を調整する、など）、肯定的な未来志向（将来に対して前向き、など）といった精神的な回復力や、小・中・高校生の時期の向学校的な意識に良い影響が見られることが分かりました。



「遊び」の影響

遊び相手などによる影響を分析したところ、異年齢の子どもや家族以外の大人とよく遊ぶなど多様な相手と遊ぶ機会が多いと、自尊感情や外向性などに良い影響が見られることが分かりました。



「お手伝い」の影響

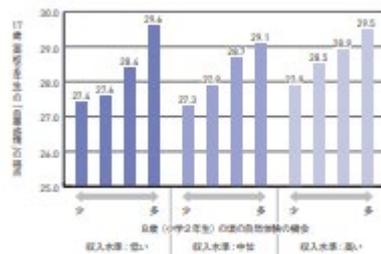
お手伝いを多くすることによる影響を分析したところ、自尊感情や外向性を始め、精神的な回復力、向学校的な意識など、全ての意識に良い影響が見られることが分かりました。



結果 ② 体験をよくしていると、家庭の経済状況に関わらず、良い影響が見られることが分かりました

子どもの成長には家庭環境の要因も影響することが考えられることから、子どもが置かれている環境（家族構成、収入、住環境、親のしつけ）を考慮して体験の影響を分析しました。その結果、小学校の時に体験活動などをよくしていると、家庭の環境に関わらず、その後の成長に良い影響が見られることが分かりました。

そこで、世帯収入の水準別に分けて体験と意識との関係を分析したところ（右図参照）、収入の水準が相対的に低い家庭にある子どもであっても、例えば、自然体験の機会に恵まれていると、家庭の経済状況などに左右されることなく、その後の成長に良い影響が見られることが分かりました。



社会全体で子どもたちの成長を支えていきましょう

多様な形で「体験」の場や機会をつくっていくことが重要です

小学生の頃に経験した「体験活動」（自然体験、社会体験、文化的体験）「読書」「遊び」「お手伝い」とその後の意識の関係を分析した結果、それぞれの体験の特性によってその後の意識に異なる影響が見られることが分かりました。

そのため、子どもの健全な成長を確かなものにするためには、何か1つの体験をやるのではなく、多様な体験をすることが必要になると考えます。

また、体験する機会がよくある子どもは、家庭の収入や親の学歴が高い傾向にあることが背景にあると考えられますが、収入の水準が相対的に低い家庭の子どもであっても、体験活動などをよくした子どもはその後の成長に良い影響が見られることが示唆されました。そのため、全ての子どもたちが様々な体験にチャレンジできるよう、周りにいる大人が「意図的」「計画的」にその機会や場を設けるようにすることが大切です。

できることから連携してやっていきましょう

今後は、全ての子どもたちが置かれている環境に左右されることなく、体験の機会を十分に得られるように、みなさんで力を合わせて「多様な体験を土台とした子どもの成長を支える環境づくり」を進めていくことが重要です。

そのためにできることとしては、家庭ではお手伝いや読書の習慣を身に付けるようにする、地域では放課後などに地域の大人と遊びを通じて交流する機会を設ける、学校では社会に開かれた教育課程の実現を目指して地域と連携しつつ体験活動（自然体験・社会体験・文化的体験）の充実を図るといったことが考えられます。

こうした取組を通じて家庭・地域・学校が連携し、社会全体で子どもたちの成長を支えていきましょう。



「体験」の影響について同じ対象者に対して長年実施する調査のデータから分析しました

子どもが置かれている環境の違いも踏まえ、長期間経過した後の影響について分析

「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」という調査のデータを活用し、「体験活動などがその後の状況に及ぼす影響」に関して、次の3つをポイントとして分析を行いました。

- 「過去に経験した体験とその後の意識など」について時系列的な関係性をとらえる
- 家庭・保護者の状況などの違いも踏まえたうえで体験活動などの影響に着目する
- 多様な「体験」に関し、その後の状況に及ぼす影響について検討する



これらを踏まえ、「多くの体験を経験した子どもはその後の意識が高い」ということを明らかにすることを試みました。

同一の保護者・子どもに対して行う調査のデータを活用

これまでにも「体験活動がその後の状況に及ぼす影響」をテーマとした調査は実施されています。しかし、これらの調査は回答者に過去のことを思い出してもらって得た情報を用いることもあり、必ずしも過去の経験を明確にとらえた分析はなされてきていませんでした。

また、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡など子どもたちが置かれている環境等によって、子どもたちの「体験格差」が指摘されていますが、従来の分析では、これらの差異があることを踏まえた分析もほとんど行われてきませんでした。「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」は、平成13年の1月10日から同年7月17日の間及び同年7月10日から同年10月17日の間に出生した子どもとその保護者を対象とした調査です。同一の調査対象を追跡している調査であり、子どもと保護者の状況について、年に1回の頻度で調査が実施されており、体験活動の効果についてより正確な分析が期待できたことから、この調査データを活用した分析を行いました。

多様な体験と多様な意識との関連性を分析

今回の分析では、「体験」の内容として、「体験活動（自然体験・社会体験・文化的体験）」「遊び」「読書」「お手伝い」に着目しています。なお、「自然体験」はキャンプ、登山、川遊び、釣り、海水浴、マリンスポーツ、ウィンタースポーツを、「社会体験」は農業体験、職業体験、ボランティアを、「文化的体験」は動物園・水族館・博物館・美術館見学、音楽・演劇・古典芸能鑑賞又は体験、スポーツ観戦を、それぞれ反映した項目としています。

そして、これらの活動の経験の多寡と、「向学的な意識（勉強・授業を楽しみたいと思う）」「自尊感情（自分に対して肯定的、自分に満足している、など）」「外向性（自分のことを活発だと思ふ）」「精神的回復力（①「新奇性追求（新しいことに興味を持つ、など）」、②「感情調整（自分の感情を調整する、など）」、③「肯定的な未来志向（将来に対して前向き、など）」の3つの要素」「心の健康（健康的にすごせている）」といった意識との関連性について分析しました。

- 企画・担当
文部科学省社会政策教育局地域学習推進課
- 委託・分析
株式会社共創総合研究所地域戦略研究部
- 調査協力委員会委員（50名）
阿部 彰（東京国立大学人文社会学部教授）
青木康太郎（国学院大学人間関係学部長教授）
池田 幸 恭（和洋女子大学文学部専任教授）
加藤 承 源（国立成育医療研究センター 社会医学研究部・行動科学研究室室長）
- ヒアリング調査協力・写真提供（機関名、50名）
特定非営利活動法人キッズドア
公益社団法人国土緑地推進機構
独立行政法人国立青少年教育振興機構
新潟県農林水産部食と花の推進課
公益財団法人ハーモニセンター
特定非営利活動法人プレーパークせたがや
株式会社うぶ教育センター
公益財団法人ラポ国際交流センター

調査・分析結果の詳細は、令和2年度「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」の「青少年の体験活動の推進に関する調査研究 報告書」に掲載しています。

文部科学省では、豊かな体験活動を通じた青少年健全育成の推進について広く理解・普及を図るため、体験活動推進特設ページ（たっぷり体験）を開設しています。

文部科学省 たっぷり体験

検索

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

検索